

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国における男女共同参画社会に向けた取り組みは、男女平等を基本的人権として保障した昭和21年（1946年）の日本国憲法の制定以来、女性問題や男女共同参画社会の確立に向けて様々な方策が進められてきましたが、社会のあらゆる場面では今なお、性別による役割分担意識が残っているのが現状です。

一方、少子高齢化の進展、低迷する経済情勢の中で、育児や介護、就労をめぐる問題が今後ますます複雑化・深刻化することが予想されます。

このような社会の変化に対応し、奥出雲町民の一人ひとりがお互いの人権を尊重し、性別に関係なく個人として尊重され、責任を分かち合いながら、社会や家庭の対等な構成員として活躍できる男女共同参画社会を実現することが重要な課題となっています。

2. 計画の位置づけ

この計画は平成11年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」第14条に基づいて策定するものであり、「男女共同参画社会基本計画」及び「島根県男女共同参画（しまねパートナープラン21）」を基本的な方針とするとともに、地域の特性に応じた男女共同参画社会の推進を図るため、平成21年3月に制定した「奥出雲町男女共同参画推進条例」に基づき推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。

3. 計画の期間

この計画期間は、平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）までの5年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行います。

4. 計画の基本理念

奥出雲町男女共同参画計画は、「男女共同参画社会基本法」の5つの基本理念に基づいて進めます。

①男女の人権の尊重

男女の共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的扱いを受けることなく平等に扱われ、男女間における暴力（身体的又は精神的な苦痛を与える行為を言う。）が根絶され、男女の人権が尊重されることを基本として行われなければならない。

②社会における制度等への配慮

男女共同参画社会の推進は、固定的な性別役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行を見直し、男女が社会における活動において多様な生き方を選択することができることを基本として行わなければならない。

③政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において政策方針の決定、計画の立案等に男女が共同して参画する機会が確保されることを基本として行わなければならない。

④家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に家事、育児、介護について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画することを基本として行わなければならない。

⑤国際協調

男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の形成促進の取り組みが国際的協調の下で推進されることを基本として行わなければならない。